

総基料第100号
平成14年4月18日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長

鍋 倉 真

線路情報開示システムの費用の案分方法について

標記に関しては、平成14年4月16日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（線路情報開示システムに係る接続料の設定等）」の諮問に対する答申において、別添のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

貴社が線路情報開示システムにおいて開示している線路情報は、DSLサービスの加入の際だけではなく、移転や品目変更の際に利用する可能性も高いことから、新規加入者数だけでなく移転や品目変更の件数を費用の案分に加味することが物理的かつ効率的に可能かどうか貴社において検討を行い、本年5月末までにその結果を公表するとともに総務省に報告し、必要に応じて接続約款の変更の認可申請を行うこと

(答 申)

平成14年3月27日付け諮問第1064号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

本申請に係る線路情報は、移転や品目変更の際において利用する可能性も高いことから、新規加入者数だけでなく移転や品目変更の件数を費用の案分に加味することが物理的かつ効率的に可能かどうかN T T 東西において検討を行い、5月末までにその結果を公表するとともに総務省に報告、必要に応じて接続約款の申請を行うこと（考え方3）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更案に対する意見及びその考え方一線路情報開示システムに係る接続料の設定等

線路情報開示システムに係る接続料	
意 見	考 考え方
意見 1 開示されている伝送損失の情報の精度が低いので改善すべき。	考え方 1
1 NTT 東西では従来より ADSL 事業者からの申請により有料で紙ベースでメタル線路の情報開示を行ってきましたが、紙ベースで提供していた情報とメタル線路情報開示システムで提供する情報に差があることが判明しております。	利用者やDSL事業者がDSLサービスの提供状況を把握するために、線路情報については出来る限り正確に開示されることが望ましいことから、更なる改善がなされることが望まれる。 例えば、指摘があるような伝送損失については、現在絶対値で示されている数値について、誤差の範囲を含めて幅を設けて開示する等の方法が考えられる。
当社にて紙ベースでの情報開示内容と線路情報開示システムでの情報開示内容の比較を行ったところ、ほとんどの場合、線路情報開示システムで出力される情報の方が紙ベースの情報に比べ線路品質が悪くなっています。特に問題であるのは伝送損失の値であり、平均で 4dB も高く表示され、10dB 以上高く表示される回線の割合は 20% を超えており、最大では 34dB も高く表示されるものもあります。	ただし、開示される線路情報の性質については、NTT 東日本・西日本と他事業者が利用者に対して対等にコンサルティングを行うことが可能となるよう、NTT 東日本・西日本は他事業者に対して事前に必要な説明を行うべきである。
今回参考資料として NTT 東西が伝送損失とリンクアップ速度の関係のグラフを出しておらず、伝送損失が 50dB ある回線では理想的な環境でも 1Mbps 強の速度が最大であるとしておりますが、当社で線路情報開示システムの表示結果で 50dB~55dB の間で表示される回線のリンクアップ速度を調べた結果、3 割以上は 1.5Mbps 以上の速度が出ております。線路情報開示システムは机上計算結果であるとは言え、この結果はあまりにも大きな開きがあると考えており、このことは線路情報開示システムで出力される伝送損失が実態とかけ離れたデータが出ているケースがかなり多いということを証明していると考えます。	
このように情報の精度が低いシステムでは、一般利用者および ADSL 事業者にて ADSL のリンクアップ速度の予測がかなり難しいと言え、実質的にシステムの構築目的に合致しないと考えております。	
(S T N e t)	
2 この度開発された線路情報開示システムは、NTT 東西以外の ADSL 事業者だけではなく、NTT 東西のお客様窓口がフレッツ ADDSL ユーザーに対してコンサルティングする場合にも利用すると聞いております。しかし、あまりにも精度が低いため、NTT 東西ではお客様に精度の高い別の内部情報を元にお客様に対してコンサルティングする可能性があります。	
現に当社にお問い合わせを頂いたお客様の中には、線路情報開示システムで検索した伝送損失の値以外の情報を NTT 西日本のお客様窓口から聞いたお客様がおられ、その値は 20dB 以上線路情報開示システムの出力結果の方が高かったケースがございました。	
このような事はなかなか表面化しませんが、現状のシステムの精度を考えると起こり得る話であります。NTT 東西以外の ADSL 事業者は、精度の低い情報を提供する線路情報開示システムを使わされ、このシステムに対して高い費用を払わなければならない事になり、理不尽としか言えません。	
上記のような事態を起こさないためにも、線路情報開示システムの精度向上は必須と考えます。	
(S T N e t)	
3 現在、DSL 事業者においては、本システムと Fax による対応を併用しておりますが、東西 NTT 各支店のデータ整備状況が不明瞭であり混乱を招いております。	
このような状況下での約款変更・運用開始は時期尚早と考えます。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各支店でのデータ整備状況不明 事業者として、Fax による問い合わせを併用している ・ データ・ヒット率 	
検索不可能時、Fax による回答を得る場合が、各支店により差がある。	

・ 検索データ

伝送損失につきまして、Faxでの回答と比較しますと開きがあり、データの正確性に疑問を感じております。

上記のことから、本システムの基幹であるデータについて、その整備完成度が不明確であり、商用サービス開始は時期尚早と考え、データ整備状況の再精査を要望いたします。

従って、当面評価のための試験運用（無料）とすべきと考えます。

さらに、データの整備率を向上させるためデータ・ヒット率（データ正解率）に比例してDSL事業者は費用を負担することとし、データの不備（不正解）は瑕疵として、本システム運用者がその不備率相当の費用を負うことを要望いたします。

（アッカ）

4 事業者向け開示システムでの開示結果と、FAXで依頼した場合のデータ（手作業）とでは、高い確率で誤差が出ます。特にブリッジタップについては、事業者向け開示システムでは5個多く表示される場合があり、弊社での顧客サポート上の混乱を招いております。どのようなロジックに基づいて算定した結果かをあらかじめご説明いただければ、サポートにおいても考慮することは可能ですが、今回は開示に先だっての説明が不十分であったうえに、NTT東西の窓口担当者に問い合わせてもわからないため大きな問題となりました。説明会で質問をしてはじめて、その原因が「インターネット開示データでは線路区間1ユニットごとのブリッジタップ数をMAX値でみて概算算定しており、手作業で図面から数を求める方がより正確な数となる」と判明しましたが、このように、要望しないと開示されないこと自体が非常に問題と考えます。したがいまして、NTT東西と接続事業者との間で情報に格差があることから、データの性質などについても公平に開示すべきと考えます。

（イー・アクセス）

意見2 月ごとの新規DSL利用者数に応じて費用負担を按分する方法は適切。

考え方2

5 NTT東西を含めたDSL事業者が、月ごとの新規DSL利用者数に応じて端末回線情報提供機能の費用を按分し、負担する方法は適切であると考えます。

（BBT）

意見3 月ごとの新規DSL利用者数に応じて費用負担を按分する方法は適切ではなく、費用負担の方法を見直すべき。

考え方3

6 今回の申請内容では、線路情報開示システムに係る費用については、当月の新規加入者数按分で全ADSL事業者が負担することとなっていますが、費用の徴収の方法について問題があると考えます。

本システムを利用するタイミングとして、ADSLサービスへの加入前に利用するケースだけであれば、今回の徴収方法も1つの方法であると考えますが、ADSL業界の現状を見た場合、G.liteの規格を用いたサービスを利用しているユーザーがG.dmtの規格を用いたサービスに移行するユーザーも多く存在し、その際、ADSL事業者や一般利用者は線路情報開示システムの情報を元に移行に対する判断を行うケースがあります。また、今後新たな規格を用いたサービスが出てきた場合も、移行の際に利用できると考えます。

また、現在は一般利用者には公開していない情報として収容情報がありますが、当社ではADSLサービスはISDNや他のADSLサービスからの影響を受けるため、将来においては収容状況も公開すべきであると考えております。ADSLユーザーの中にはある日からリンクアップ速度が低下するユーザーもあり、その原因の一つとして収容状況の変化による速度低下がありま

一般利用者に線路情報を開示するためのシステムの負担方法については、受益者の範囲を特定することが困難ではあるものの、利用者においてはDSLサービスの導入を検討する際に最も利用頻度が高いことが想定されることから、情報開示に要するコストは各DSL事業者の毎月の新規契約者比で按分し請求する方法により回収することが適当であると考えられる。

ただし、他事業者意見にあるように、移転や品目変更の際に本申請に係る線路情報を利用することも高い確率で想定されることから、これらを費用の按分に加味することが物理

す。収容状況の公開は一般利用者での原因究明の一助となると信じております。

このように線路情報開示システムの利用はADSLサービス加入時だけではなく、サービス利用開始後にも有効に利用されるシステムであるため、現行の徴収方法ではなく、例えばメタル線路利用に係るアクセスチャージの原価として算定することにより、ADSLサービス利用者から広く徴収する方法の方が適していると考えます。

(S T N e t)

的かつ効率的に可能かどうかNTT東日本・西日本において検討を行い、5月末までにその結果を公表するとともに総務省に報告、必要に応じて接続約款の申請を行うことが適当である。

7 現在、当該線路情報システムに係る費用負担は、NTT東西と相互接続しているDSL事業者が月毎の獲得加入者比率により負担することとなっております。一方、開示情報の使用用途を考えると、加入時に有効な情報になるだけでなく、加入後においても特に収容状況などはお客様サポート上必要な情報となりますので、1回線あたり単位のアクセスチャージとする費用負担の方法が合理的と考えます。最終的な受益者負担の原則をかんがみると、当該費用負担を利用者ごとのアクセスチャージに変更していただけるよう要望いたします。

(イー・アクセス)

8 料金精算方法において用いられる事業者ごとの新規契約数は、DSL回線設置手続費800円の対象となる新規契約回線数となっていますが、回線移転の際にも当該システムの情報は必要であるため、移転回線数も含めるべきであると考えます。

【算出式】

$$A\text{事業者負担額} = \frac{A\text{事業者当該月新規契約者数} + A\text{事業者当該月移転回線数}}{\text{当該月総新規契約者数} + \text{当該月総移転回線数}}$$

(J T)

9 受益者負担の名の基、DSL事業者への全面的負担は、e-Japan計画の目標を達成すべくDSL事業者が個々に企業努力し、盛り上がりを見せている需要を鈍化させる大きな要因であります。

料金負担方法・料金清算方法・データ整備状況の精査の再考を強く要望いたします。

(アッカ)

10 本件の線路情報は、元来電話加入者が使用中の電話線固有の情報であり、その電話加入者にはそれを知る「権利」が有ると考えます。

よって、その情報開示のために仮に費用が発生するとすれば、その費用は当該電話線の利用者すなわち「その電話加入者の負担」とすべきであり、電話基本料金等に含めることが原則と考えます。

(アッカ)

11 月額料金を東西NTTを含めたDSL事業者の月ごとの新規DSL利用者で按分するとの事ですが、一般利用者に係る費用につきましては、東西NTTが独自の判断で「無料」提供を行ったものでありDSL事業者が費用負担すべきものではないと考えます。

さらに、一般利用者は本システムを検索した後のアクションとして：

- ①ISDNの利用 ②CATVインターネットの利用 ③FTTHの利用
- ④無線LAN方式の利用 ⑤PHSの利用 ⑥広帯域携帯電話の利用
- ⑦農村有線電話の利用 ⑧興味による検索のみ ⑨DSLの利用

等が考えられ、本システムの受益者は、DSL事業者だけと限定できない。

仮に受益者の一部としてDSL事業者が負担すべきとした場合、前記①から⑨等の比率を実際のデータにより調査し、その数値により合理的に推定し関係事業者全てに比例して負担を課すべきであると考えます。

また、一般向けと事業者向けの利用比率（検索件数）に応じ、「一般向け費用」と、「事業者向け費用」とに按分し負担する事が妥当と考えます。
(アッカ)

意見4 開示情報が有料であることの告知、NTT東西だけでなくDSL接続事業者が負担していることの明示が必要。

12 NTT東西のホームページでは、「線路情報システム」はあくまでもNTT東西が提供しているかのような印象を受けます。
しかしながら、線路情報システムの情報開示をそもそも要望したのは接続事業者であり、またその費用負担をしているのも接続事業者(DSL事業者)なのです。したがいまして、「お客様がDSLサービスをご利用するにあたり、その速度を推定するための参考情報として、NTT東日本エリアにおける既設電話回線の「線路距離長」「伝送損失」を提供しております。(線路情報開示システム)」という説明文に「この線路情報システムはNTT東日本と相互接続を行っているDSL事業者(NTT東西を含む)が費用を負担しています。」という一文を追加するなどにより、線路情報システムの利用者に開示情報が無料ではなく有料であり、DSL事業者が負担しているため結果的には利用者の負担になっていることを明示していただけるよう強く要望いたします。また、その際には、各負担事業者の会社名を記述すべきと考えます。(NTT西日本は各社名を掲載済み)
(イー・アクセス)

意見5 線路距離長や伝送損失だけではなく、光・メタルの回線種別や収容局舎名についても一般利用者に開示すべき。

13 NTT東西は、一般利用者の利便性の向上及びDSLサービスの新規加入増を目的として線路情報を一般利用者に対し公開するとしています。一般利用者に対して線路情報が公開されることは歓迎しますが、利用者の利便性をより向上させるために、NTT東西のみが保有する基本的な線路情報である回線の光収容又はメタル収容の区別、回線の収容局舎名についても線路情報として開示すべきであると考えます。
(BBT)

意見6 創設費の算出根拠を明確にすべき。

14 創設費について、内訳を詳細に提示することは困難であるとのことです
が、現在の開示レベルでは、妥当性が全く検証できないと考えます。少な
くともハード・ソフトの区分が必要であり、それぞれの開発費を分けて提
示していただき、議論すべきであると考えます。
(JT)

15・ 創設費算出の根拠となる、ハードウェア・ソフトの構成・作成コスト等の具体的根拠が不明
・ 原価償却費につきましては、5年を基準として算出しておりますが、
5年経過後の料金について計画が策定されておりません。
・ 今回の月額料金に含まれる『報酬等』の内訳不明であり納得し兼ねます。
等々により、本システム開発・運用に係る『費用』の明細を精査し、又、
具体的にその内容を開示し費用構成の妥当性を証明願います。
(アッカ)

意見7 本件の接続料については、保守委託費の項目が明らかでないため、
設備管理運営費の妥当性が判断できない。

考え方4

費用負担についてはNTT東日本・西日本だけではなく接続事業者も負担していることを明確にする必要があると考えられることから、NTT東日本においても各負担事業者の会社名を記述する等、一般利用者への周知が必要になるものと考えられ、早急な対応が必要である。

考え方5

光／メタルの回線種別や収容局舎名については、既にNTT東日本・西日本から接続事業者に情報開示が行われており、各接続事業者が必要に応じて利用者に情報提供を行っているところである。

なお、光／メタルの回線種別については、利用者において必要な情報ではあるものの、利用者に対して徒に混乱を与えるおそれもあるため、一概にウェブ上で開示すべき情報とまでは言えない。

考え方6

本件システムの開発費の内訳については、NTT東日本・西日本より別紙1のとおり説明が行われている。

なお、報酬等の内訳については、算定根拠の中に自己資本費用、他人資本費用、利益対応税として算定根拠に明確に記載されている。

考え方7

16 設備管理運営費について、創設費に占める割合は通常は約8%と認識していますが、今回は約40%という高率となっています。保守委託契約額に基づいての算定となっておりますが、保守委託契約の内容が明らかではないため、約40%という割合の妥当性は判断できないと考えます。したがって、接続料算定における透明性を確保するために、設備管理運営費の算定においては保守委託契約額ではなく、接続約款にて定められている設備管理運営費比率を適用するべきであると考えます。

(J T)

NTT東日本・西日本より別紙2のとおり保守委託の項目に関する説明が行われている。

17 線路情報開示システム使用料の原価算定において、「設備管理運営費のうち保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、線路情報開示システムにかかる保守委託契約額に基づき算定」とされております。NTT東西地域会社が、平成14年4月2日に行った「接続約款変更の認可申請に関する説明会」資料によれば、線路情報開示システム使用料の創設費214百万円に対し、システム運営費は89百万円であり、創設費に占める運営費比率が約40%となっております。一般的に、電気通信事業において、創設費に占める運営費の比率は7~8%程度であり、線路情報開示システムの運営費比率(約40%)は一般的な水準から乖離しているものと考えます。NTT東西地域会社は、線路情報開示システムに係る運営費比率が何故このような水準になったのかについて、接続事業者に対し説明責任を果たす義務があると考えますので、線路情報開示システムにかかる保守委託契約の詳細内容を接続事業者に開示するとともに、保守運営費の妥当性に関する説明を行っていただくよう要望致します。

(K D D I)

意見8 保守運営比率が高いのは保守をNTTグループ会社に委託しているからで、経済的とはいえない。

考え方8

18 今回のように保守運営費比率が異常に高くなっているのは、NTT東西地域会社の保守委託先がNTTグループ会社であり、競争入札等が行われていないために費用削減インセンティブが働いていないことがそもそもの原因であると考えます。

(K D D I)

本件に係るシステムの保守については、NTT東日本・西日本がNTTグループ会社に委託しているのは事実であるが、NTT東日本・西日本においても本システムを用いて線路情報を得るものであり、接続料を支払うこととなっていることから、システム保守についても費用削減インセンティブは働いているものと考えられる。

19 NTT東西は、線路情報開示システムを従来の古典的手法により構築し、費用の算定を行っていると考えられます。システムの創設費として計上されている金額は、高額であり、経済的なシステムを構築するための手法が取り入れられた結果とは考えられません。競争原理の働く仕組み等を導入し、より経済的なシステムを構築すべきです。また、DSL事業者は、NTT東西からシステムの構築にあたって、事前に情報の公開を頂いておりません。このような接続事業者に費用負担を求めるシステムの構築の際には、事前に情報をオープンにし、費用を負担する事業者の意見を求めるべきであると考えます。

(B B T)

20 線路情報開示システムに係る料金額が妥当性を担保されているかが定かではありませんので、料金額の根拠を明確にすべきとともに、今後は入札方式による料金額設定等、公正さを担保する方法にて料金額を設定すべきであると考えます。

(B B T)

意見9 線路情報開示システムを24時間対応とすべき。

考え方9

21 線路情報システムはインターネットで開示されている情報であり、基本的に24時間運用すべきと考えます。まして、接続事業者がその費用を負担しているのですから、システム運用の24時間化(閲覧が24時間可能

線路情報開示システムは、データの更新について別紙3のとおり説明がなされているところであり、シス

<p>なこと)を早急に実施していただけるよう強く要望いたします。</p> <p>インターネットの利用時間帯は23時~2時の間がピークとなっています(アナログ電話、ISDN、ADSLの各サービス)。アナログとISDNについてはNTT東西のテレホーダイ対象時間となる23時からピークとなるという理由もありますが、常時接続の場合でもインターネット利用時間は23時~2時がピークとなっておりますし、特にこのシステムはADSL利用前のダイヤルアップユーザーが利用する可能性が高いことから、少なくともこの時間帯は利用者が閲覧できるよう運用していただきたいと考えます。</p> <p>また、ADSLインターネット接続サービスは、家電量販店で販売されるが多いことから、日祝日においても閲覧できるよう強く要望いたします。</p> <p>NTT東西は「線路情報システム」のデータ更新を現在、2週間おきにしか行っておらず、毎日停止する必要性が考えられません。したがいまして、データ更新時を除けば24時間システム化は可能と考えます。</p> <p>また、元データの利用についてはNTT東西の社員だけがフレッツサービスの拡販のために利用できるなど、NTT東西と接続事業者の間で不公平な取扱いがないよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>システム運用の24時間対応は難しい面もあるものと考えられるが、利用者において更なる要望があった場合には、利便性向上のため、今後NTT東日本・西日本においてインターネット利用のピーク時である日祝日や23時~2時の時間帯等においても開示を行うこと等を検討すべきであると考えられる。</p>
<p>意見10 NTT東日本・西日本と接続事業者との間で、利用可能な情報の同等性を確保すべき。</p> <p>22 元データの利用についてはNTT東西の社員だけがフレッツサービスの拡販のために利用できるなど、NTT東西と接続事業者の間で不公平な取扱いがないよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>考え方10</p> <p>本申請に係る線路情報開示システムにより一般利用者に開示される情報の他にも、DSL事業者が利用者に対してコンサルティングや営業活動を行うのに必要な情報は存在するが、これらの情報については既にNTT東日本・西日本から接続事業者に対して開示がなされていると考えるが、利用可能な情報については、当然NTT東日本・西日本と他事業者との間で同等性が確保されるべきである。</p> <p>なお、システムを使用しない場合の線路情報開示に係る手続費についても現在の接続約款に規定されていてから、同等性が確保されているものと考えられる。</p>
<p>意見11 今回の線路情報については無料とすべき。</p> <p>23 NTT東西の光ファイバインフォメーションや光化情報は無料であるのに対し、今回の「電話回線の線路情報」のみが有料となる理由が明確ではありません。</p> <p>あらゆる開示情報についてNTT東西はデータ更新をおこなっているため、例えば新しい番号を登録・移転するなどといったデータ更新にかかる費用は共通費として他のデータ開示と同様の扱い、つまり無料とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>考え方11</p> <p>情報公開に要するコストの回収方法について一概に述べることは困難であるが、原則として、コストが比較的大きく受益者の特定が容易なものは個別の負担方法、コストが比較的小さく受益者の特定が困難なものは共通的なコストとして負担する方法が適当であると考えられる。この考えに照らし合わせると、本申請の線路情報開示システムについては前者に該当するため(NTT東日本・西日本を含む) DSL事業者が個別に負担し、個別に接続料を設定していない既存の光化情報等の既存の情</p>

	報開示については後者に該当するものとして扱うことが適当である。
意見12 システムの運用費用は、コスト削減を毎年行うべきであり、接続事業者が意見を述べる機会を設けるべき。	考え方12
24 NTT東西は説明会で「線路情報システムの運用に関する保守委託契約は1年ごとに更新を行っている」と説明していましたが、運用費用については、定常的業務はコスト削減を毎年行うべきであると考えます。費用については負担する接続事業者が詳細内訳を入手することが可能になることがまず必要であり、それをもとに接続事業者が毎年接続料について精査し、パブリックコメント等で意見を述べる機会を与えられるべきと考えます。 (イー・アクセス)	本システムの接続料については、毎年電気通信事業法第38条の2の規定に基づき再計算が行われることとなるが、NTT東日本・西日本においては、その際に、契約を毎年更新することとなる運用に係る「保守費」、「データ更新費」、「その他設置費」について、今後も可能な限り本システムの効率的な運用に努め、コスト削減可能なものがあれば、今後の算定に反映していく必要がある。
意見13 事業者説明会においてはコストの説明をきちんと行うべき。	考え方13
25 平成14年4月2日に行われました説明会で、弊社がNTT東西に対し、「コストの内訳が不明確なので内訳を教えてほしい」と要望したところ、「算定根拠に記載している内容以上の情報は出せない」とNTT東西は答えました。この接続料金はDSLが負担するにもかかわらず、コストの詳細な内訳も開示されない状態であり、接続料金が妥当かどうか判断することはできません。また、弊社が「システムの24時間化」を要望したところ、「24時間化してもいいが、システムを二重化するためにコスト高になる」とNTT東西は答えました。弊社が要望してもコストの詳細内訳を開示しないのに、24時間化すればコスト高になるというNTT東西の一方的な態度や考え方には非常に憤慨しております。したがいまして、少なくともコスト負担の対象となる事業者に対しては、すでに守秘義務協定を締結していることからコストの詳細内訳を開示すべきと考えます。接続料金の算定根拠を配布してその内容以上の説明をしないという現状のNTT東西の説明会では、いまだ接続事業者が接続料金について妥当かどうか判断することができず、総務省の趣旨※に沿ったものでは決してないと理解しております。 ※総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可～光ファイバ設備の接続料の設定等～」(平成13年8月31日発表)より 一答申2 (4) — 「NTT東日本・西日本において、他事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べることができるよう、NTT東日本・西日本が説明会を開催する等の措置を講じるよう求める事」 (イー・アクセス)	事業者説明会を開催する趣旨は、総務省から諮詢を受けたNTT東日本・西日本の接続約款の変更等について当審議会が行う意見招請の際に、接続事業者が詳細に説明を受けることにより十分な意見を述べることができるようにすることにあるが、説明会において十分な説明が行われないことはこの趣旨に反するものである。 したがって、事業者説明会において資料の準備状況等により説明ができるなかったとしても、接続事業者からの質問については説明会後に別途回答を行う等、NTT東日本・西日本において、企業秘密の保持が必要な場合や委託会社との守秘義務に抵触する場合を除き原則情報提供を行う等の対応を行い、接続事業者が意見招請時に意見を十分述べることが可能とするようにすべきである。
あっせん・仲裁に係る手続	
意見14 接続事業者が仲裁を申請した場合には、NTT東日本・西日本も必ず仲裁の申請を行うこととするよう約款に記載すべき。	考え方14
26 NTT東西の接続約款であっせん又は仲裁による解決方法が盛り込まれたものの、当該事業者が必ずしも相手方に対して申請するしくみにはなっていません。接続事業者がNTT東西を当事者として仲裁を申請した場合については、NTT東西が必ず申請するよう義務化いただけますよう強く要望いたします。 (イー・アクセス)	仲裁については事業法上この紛争の解決方法を活用することを義務づけてはおらず、NTT東日本・西日本を含め、電気通信事業者にNTT東日本・西日本の接続約款において義務を課すことは適当ではない。しかしながら、NTT東日本・西日本を含む事業者は、他方の当事者が仲裁による解決を希望したときは、合

理的な理由があるときを除き、これに応じることが望ましい。